

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案（第百二十一回国会閣法第五号）

要旨

本法律案は、国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動に対し適切かつ迅速な協力を行うため、国際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、物資協力のための措置等を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、国際連合平和維持活動とは、国連総会又は安全保障理事会の決議に基づき、国際の平和及び安全を維持するために国連の統括の下に行われる活動であって、紛争当事者間の紛争停止についての合意、並びに、当該活動実施地域の属する国及び紛争当事者の当該活動実施についての同意の下、国連等によりいずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されるものをいう。

二、人道的な国際救援活動とは、国連決議又は人道的活動に従事する国際機関の要請に基づき、紛争による被災民の救援、被害復旧のための人道的精神に基づく活動であって、当該活動実施地域の属する国の当該活動実施についての同意、並びに、紛争地域の場合、紛争当事者の紛争停止についての合意の下、国連等の国際機関、国連加盟国等により実施されるものをいう。

三、国際平和協力業務とは、イ 紛争停止の監視、軍隊の再配

置・撤退・武装解除の監視、ロ 緩衝地帯等での駐留・巡回、ハ 武器の搬入・搬出の検査・確認、ニ 放棄された武器の収集・保管・処分、ホ 停戦線等の設定援助、ヘ 捕虜交換の援助、ト 選挙監視、チ 警察行政事務の助言・指導・監視、リ 一般行政事務の助言・指導、ヌ 医療・防疫、ル 被災民の捜索・救出、帰還の援助、ロ 被災民に対する食糧等生活関連物資の配布、ワ 被災民の収容施設等の設置、カ 紛争による施設被害等の復旧・整備、コ 紛争による自然環境の汚染等の復旧、ク 輸送、保管、通信、建設、機械器具の据付け・検査・修理、レ 以上の業務に類するものとして政令で定めるもので、海外で行われるものをいう。そのうち、国連平和維持活動のための業務はイからレまで、人道的な国際救援活動のための業務はヌからレまでとされる。

四、物資協力とは、国連平和維持活動及び人道的な国際救援活動を行っている国連等に対し、その活動に必要な物品を無償又は時価より廉価で譲渡することをいう。

五、政府は、国際平和協力業務の実施、物資協力、これらについての国以外の者の協力等を適切に組み合わせ、国連平和維持活動及び人道的な国際救援活動に効果的に協力する。国際平和協力業務の実施等は、武力による威嚇又は武力の行使に当たらないものであってはならない。内閣総理大臣は、国際平和協力業務の

実施等に当たり、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

六、総理府に内閣総理大臣を本部長とする国際平和協力本部を設置し、同本部は、国際平和協力業務実施計画案の作成、同実施要領の作成・変更等の事務をつかさどる。同本部に、実施計画ごとに期間を定め国際平和協力隊を設置するとともに、本部の事務を処理する事務局を置く。

七、内閣総理大臣は、国際平和協力業務の実施を適当と認める場合、国連平和維持活動については、紛争当事者及び当該活動実施地域の属する国の同意が、また、人道的な国際救援活動については、当該活動実施地域の属する国の同意があるときは、国際平和協力業務の実施、並びに、同業務の実施に関する基本方針、種類及び内容、派遣先国及び実施期間、国際平和協力隊の規模及び装備等を定める実施計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。なお、実施計画の変更についても同様に閣議の決定を要する。国連平和維持活動のために実施する国際平和協力業務に係る装備は、国連事務総長が必要と認める限度で定めるものとする。

八、内閣総理大臣は、実施計画の決定又は変更があったとき、国際平和協力業務が終了したとき、同業務の実施期間に係る変更があったとき、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

九、国際平和協力本部長は、実施計画に従い、当該国際平和協力

業務の実施方法等についての具体的内容等を定める実施要領を作成し、必要に応じ変更する。実施要領の作成及び変更は、国連平和維持活動として実施される国際平和協力業務に関して、業務の中断に関する事項に関し同本部長が必要と認める場合を除き、国連事務総長等の指図に適合するように行う。

十、国際平和協力隊は、実施計画及び実施要領に従い、国際平和協力業務を行う。

十一、海上保安庁長官は、国際平和協力本部長から要請があった場合、海上保安庁の船舶又は航空機を用いて、医療・防疫、被災民の捜索・救出、帰還の援助等、三のトからタまでの及びこれらに類するものとしてレの政令で定める国際平和協力業務を行わせることができる。

十二、防衛庁長官は、国際平和協力本部長から要請があった場合、自衛隊の部隊等に、紛争停止の監視、緩衝地帯等での駐留・巡回等、三のイからへまで及びヌからタまでの並びにこれらに類するものとしてレの政令で定める国際平和協力業務を行わせることができる。

十三、国際平和協力本部長は、国際平和協力隊員の任免を行い、選挙監視、行政事務の助言・指導等、三のトからタまでの及びこれらに類するものとしてレの政令で定める国際平和協力業務に従事させるため、志望者のうちから、選考により任期を定

め隊員を採用することができる。

十四、国際平和協力本部長は、関係行政機関の長に対し、必要な技術、能力等を有する一定の職員を国際平和協力隊に派遣するよう要請することができる。ただし、紛争停止の監視、緩衝地帯等での駐留・巡回等、三のイからへまでの及びこれらに類するものとしてレの政令で定める国際平和協力業務については、自衛隊員以外の者の派遣を要請することはできない。

十五、国際平和協力隊に派遣された自衛隊員以外の職員は、従前の官職を保有したまま国際平和協力隊員に任用され、派遣された自衛隊員は、協力隊員及び自衛隊員の身分を併せ有する。

十六、国際平和協力隊員は、国際平和協力業務の適切かつ効果的な実施のための研修を受けなければならない。国際平和協力業務に従事する者には、当該業務が行われる派遣先国の勤務環境及び当該業務の特質にかんがみ、国際平和協力手当を支給することができる。

十七、国際平和協力業務に従事する者の総数は、二千人を超えないものとし、国際平和協力隊の隊員の定員は、国際平和協力業務の実施に必要な定員で個々の協力隊ごとに政令で定める。

十八、海上保安庁長官又は防衛庁長官は、国際平和協力本部長から委託があった場合、実施計画に基づき、船舶又は航空機による被災民又は物品の輸送を実施することができる。

十九、国際平和協力本部は、国際平和協力隊員の安全保持のために必要な政令で定める種類の小型武器を保有することができる。国際平和協力本部長は、現地の治安状況等を勘案して特に必要と認める場合、派遣先国に滞在する間、当該協力隊員に小型武器を貸与することができる。

二十、小型武器を貸与された国際平和協力隊員、国際平和協力業務に従事する海上保安庁の船舶又は航空機の乗組員たる海上保安官等は、自己又は自己と共に現場に所在する他の協力隊員等の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認められる相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で小型武器を使用することができる。また、国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等に所属する自衛官は、同様に、実施計画に定める装備である武器を使用することができる。小型武器又は武器の使用に際しては、正当防衛又は緊急避難に該当する場合を除いて、人に危害を与えてはならない。

二十一、政府は、国連平和維持活動又は人道的な国際救援活動に協力するため適当と認めるときは、物資協力を行うことができる。

二十二、国際平和協力本部長は、国際平和協力業務の十分な実施又は物資協力に関し必要があると認めるとき、物品の譲渡等又

は役務の提供につき国以外の者に協力を求めることができる。

なお、本法律案については、衆議院において、紛争停止の監視等、三のイからへまでの及びこれらに類するものとしてレの政令で定める国際平和協力業務に自衛隊の部隊等が従事する場合、実施計画の決定の日から二年を超えて引き続きこれを行おうとするときは、内閣総理大臣は、国会の承認を求めなければならぬこと、政府は、国会が不承認の議決を行ったときは、遅滞なく当該業務を終了させなければならないこと、国会の承認を得て当該業務を継続した後、更に二年を超えて引き続き行おうとする場合も同様とすること等の修正が行われている。

修正要旨

一、自衛隊の部隊等が行う紛争停止の監視、緩衝地帯等での駐留・巡回等、一定の国際平和協力業務については、内閣総理大臣は、自衛隊の部隊等の海外への派遣の開始前に、我が国として国連平和維持隊に参加するに際しての基本的な五つの原則及び本法律の目的に照らし、当該国際平和協力業務を実施することにつき国会の承認を得なければならないこと。

二、国会が承認を求められた場合には、先議の議院にあっては内閣総理大臣が国会の承認を求めた後国会休会中の期間を除いて七日以内に、後議の議院にあっては先議の議院から議案の送付

があった後国会休会中の期間を除いて七日以内に、それぞれ議決するよう努めなければならないこと。

三、国会閉会中又は衆議院解散の場合には、当該国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等の海外への派遣の開始後最初に召集される国会において、遅滞なく、その承認を求めなければならないこと。この場合、不承認の議決があったときは、政府は、遅滞なく、当該国際平和協力業務を終了させなければならないこと。

四、自衛隊の部隊等が行う紛争停止の監視、緩衝地帯等での駐留・巡回等、一定の国際平和協力業務については、別に法律で定める日までの間は、これを実施しないこと。

五、政府は、本法律の施行後三年を経過した場合において、本法律の実施状況に照らして、本法律の実施の在り方について見直しを行うものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、国際平和協力等に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案は、国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動に対し適切かつ

迅速な協力をを行うため、国際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、物資協力の措置等を講じようとするものであります。

その主な内容は、国際平和協力業務の実施は、紛争当事者の停戦の合意、実施についての当事国等の同意、いずれの紛争当事者にも偏らないことを前提とすること、これらの前提が満たされなくなつた場合には、我が国は、業務を中断しまたは派遣を終了すること、国際平和協力業務の実施等は武力による威嚇または武力の行使に当たるものであってはならないこと、総理府に内閣総理大臣を本部長とする国際平和協力本部を設置し、同本部に国際平和協力隊を置くことができること、国際平和協力業務の実施計画及び実施要領の策定手続等について定めるとともに、実施計画の決定、変更等があつたときは遅滞なく国会に報告すべきこと、国際平和協力業務は、国際平和協力隊により行われるとともに、海上保安庁の船舶または航空機を用いて、または自衛隊の部隊等により実施され得ること、国際平和協力業務に従事する者の総数は二千人を超えないものとする事、協力隊員に貸与される小型武器等の使用は、隊員の生命または身体を防衛するため必要最小限のものに限られること等であります。

なお、衆議院におきまして、自衛隊の部隊等が行う一定の国際平和協力業務については、実施計画の決定の日から二年を超えて引き続き行おうとする場合、国会の承認を求めなければならない

こと等の修正が行われております。

次に国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案は、国際緊急援助体制の一層の充実を図るため、自衛隊の部隊等に国際緊急援助活動を行わせることができるようにするものであります。

委員会におきましては、両法律案を野田哲君外三名發議に係る国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律案と一括して審査し、宮澤内閣総理大臣ほか関係大臣、發議者等に対し質疑を行うとともに、国連カンボジア暫定機構事務総長特別代表白石参考人からの意見聴取、カンボジア問題に関する集中審議公聴会及び委員派遣による地方公聴会の開催、岡野理事外二名提出に係る自由民主党、公明党・国民会議及び民社党・スポーツ・国民連合の共同修正案並びに磯村委員提出に係る連合参議院の修正案に対する質疑を行うなど、熱心な審査が百五時間を超えて行われました。

質疑は、我が国の国際貢献のあり方、自衛隊の海外派遣と憲法及び本院決議との整合性、武器の使用と武力の行使の相違、派遣部隊に対する国連のコマンドと指揮権との関係、自衛隊派遣についての国会承認の必要性、アジア諸国民の懸念、国連カンボジア暫定機構に対する協力のあり方、人道的な国際救援活動の態様、国際緊急援助隊への自衛隊参加の可否等の諸問題について広範多

岐にわたり行われましたがその詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

なお、磯村委員提出に係る国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案に対する修正案は予算を伴うものでありますので内閣の意見を聴取いたしましたところ、反対である旨の意見が述べられました。

質疑終局の動議の可決により、質疑を終了し、採決に入り、まず、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案について諮りましたところ、磯村委員提出の修正案は賛成少数をもって否決され、岡野理事外二名提出の修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、本法律案は、修正議決すべきものと決定いたしました。

委員会修正の要旨は、自衛隊の部隊等が行う一定の国際平和協力業務については国会の承認を得なければならないこと、これらの業務については別に法律で定める日まで実施しないこと、政府は本法施行後三年を経過した場合、その実施の在り方を見直すこと等であります。

次に国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案について諮りましたところ、磯村委員提出の修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案
(第二百一十一回国会閣法第六号)

要旨

本法律案は、自衛隊の部隊等に国際緊急援助活動を行わせることができるようにすることなどにより、国際緊急援助体制の一層の充実を図ろうとするものである。その主な内容は次のとおりである。

一、外務大臣は、国際緊急援助隊の派遣について別表に掲げる関係行政機関（現行警察庁等十六省庁）の長及び国家公安委員会と協議を行うこととされているが、自衛隊員の国際緊急援助隊への参加ができるようになるため、関係行政機関に防衛庁を加える。

二、外務大臣は、国際緊急援助隊の派遣につき関係行政機関等の長と協議を行った場合において、特に必要があると認めるときは、自衛隊の部隊等による①国際緊急援助活動又は②国際緊急援助活動を行う人員若しくは機材等の海外の地域への輸送（輸送活動）につき協力を求めるために防衛庁長官と協議する。

三、海上保安庁の船舶又は航空機を用いる輸送活動についても、

海上保安庁長官との間で二と同様の協議を行う。
四、防衛庁長官は、外務大臣よりの協議に基づき、自衛隊の部隊等に①国際緊急援助活動又は②輸送活動を行わせることができる。

委員長報告

二一七ページ参照